

新潟県条例第38号

新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第28号）
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準） 第3条 法第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項の規定により指定の更新について準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、 <u>法第6条の2の2第2項</u> に規定する <u>児童発達支援</u> （病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。	（指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準） 第3条 法第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項の規定により指定の更新について準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、 <u>法第6条の2の2第3項</u> に規定する <u>医療型児童発達支援</u> （病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。